

## 第2章 復旧・復興への取組

### 第7節 船舶検査・測度登録・船員

## 第7節 船舶検査・登録測度・船員



被災船舶の検査及び離職を余儀なくされた船員等の雇用保険にかかる業務量は、前年同期に比較し大きく上回ることとなった。

海事事務所等被災した庁舎も順次、仮事務所等を設置して、増加した業務に対応した。

年月日	東北運輸局の対応等
平成23年5月2日	震災を理由とする離職者に係る雇用保険の特例延長給付措置が追加され、被災3県（岩手・宮城・福島）の沿岸地域等における船員に対する特例措置を開始。
平成23年5月3日	被災者雇用開発助成金制度が新たに導入され、一定の条件のもと、被災した船員を雇用した船舶所有者に助成金が支給されることとなった。該当労働者の雇入れについて、運輸局から労働局へ通報。
平成23年5月9日	被災船舶の修繕検査終了。
平成23年10月21日	被災した旧外国籍船舶等の回航検査を実施。（～H24.12月）
平成24年3月9日	「東北地方太平洋沖地震に伴うがれき等の運搬について」（海事局事務連絡）による弾力的な運用を平成26年3月13日まで延長。（平成26年3月7付で平成27年3月13日まで再延長。）
平成24年3月23日	八戸船舶乗組員養成協会の要望を受け、海技士国家試験を八戸市にて臨時開催。

### ■船員職業安定業務の再開



雇用保険認定日の様子  
(石巻海事事務所)H24.1.11

庁舎の被災によりキオスク（船員職業紹介システム端末）が運用できない状態が続いていたが、運輸支局及び海事事務所が

- ・石巻海事事務所 平成23年7月20日
- ・岩手運輸支局(宮古庁舎) 平成23年7月28日
- ・気仙沼海事事務所 平成23年8月11日
- ・福島運輸支局(小名浜庁舎) 平成23年8月17日

と順次復旧し、求人・求職紹介などが可能となった。

## ■船員雇用保険の支給状況

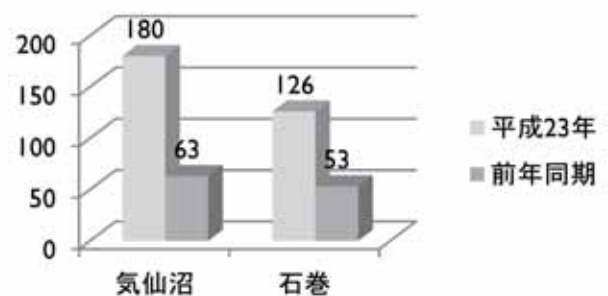
地震と直後の津波により港湾等に係留中の多くの船舶が沈没、のり揚げ等の被害を受け、また、船舶所有者の自宅、事務所も被災した。これにより、船舶所有者が事業継続を断念したほか、事業の一時休業をするなどし、多数の船員が離職を余儀なくされ、運輸局・支局・海事事務所に求職申込みをおこなった。

特に被害の大きかった宮城県気仙沼地域、石巻地域を管轄する海事事務所においては、前年の倍以上の雇用保険（失業保険）申請があった。



雇用保険認定日の様子  
気仙沼海事事務所(仮庁舎)H23.10.18

震災発生時から平成23年12月末までの雇用保険申請者数



## ■被災船舶の回航検査等



津波により、釜石港漁業埠頭に乗り上げた  
パナマ船籍の外国船。

東北運輸局では、岩手県及び国土交通本省と連携しながら撤去事業者を指導。

平成23年10月20日大型海上クレーンにより、海上に移動されその後、広島県江田島市に向け曳航された。



(株)ヤマニシ(石巻市)にて  
建造中に被災した「TULIPAN号」

損傷部の仮修理を実施し、平成25年6月30日回航のため釜山港(韓国)へ向かった。